

一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟 事務局規定

第1章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟(以下「本連盟」という。)基本規定第36条、第37条の規定に基づき、本連盟の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第 2条 事務局に、総務部・強化部・育成部・競技部・事業部を置く。

2 部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第 3条 事務局に次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務員

第4章 職責

(職員の職務)

第 4条 事務局長は、専務理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受けて局の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第 5条 職員の任免は、専務理事が行う。

2 職員の職務は、専務理事が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第 6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第 7条 事務は、原則として事務局員が文書によって立案し、専務理事の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第 8条 緊急を要する事務で重要でないものは、総務部長の決裁によって処理することができる。

ただし、この場合においては、総務部長は遅滞なく専務理事の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第 9条 専務理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない
決裁文書は、専務理事があらかじめ指定するものが決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに専務理事に報告しなければならない。

(細 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は専務理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年12月29日より施行する。